

「つばめ子育て応援企業認定マーク」使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、つばめ子育て応援企業に登録された者がつばめ子育て応援企業認定マーク(以下「認定マーク」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要事項を定めるものとする。

(使用者の範囲)

第2条 つばめ子育て応援企業であること。(つばめ子育て応援企業の認定に関する要綱(以下「要綱」という。)第3条に定める認定企業であること。)

(使用基準)

第3条 前条の基準を満たす者は、「つばめ子育て応援企業 認定マークデザインマニュアル」に基づき、広く広報物等に使用することができる。

ただし、次に掲げる事項に該当する場合は、使用することができない。

- (1) 特定の政治、思想、宗教、募金等の活動の目的に利用されるおそれがある場合。
- (2) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合。
- (3) 提供する商品やサービスの品質を担保・証明するものとして利用されるおそれがある場合。
- (4) 自己のシンボルマークや、商標・意匠として使用されるおそれがある場合。
- (5) その他、不正な利用が行われるおそれがある場合。

(使用料)

第4条 認定マークの使用料については、無料とする。

(使用の中止等)

第5条 市は、不適正な認定マークの使用が認められた場合、使用者に対して、その使用の中止を求めることができる。

(認定マークに関わる権利)

第6条 認定マークに関する一切の権利は、燕市に帰属する。

(規程の改定)

第7条 本規程は、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がある。

附則

本規程は、令和2年4月1日から施行する。

つばめ子育て応援企業 認定マーク

デザインマニュアル

カラー



モノクロ



使用上の 留意事項

- 必ずマークと文字を一体として使用する。
- マークと文字は、指定の大小・位置関係に基づいて使用する。
- マークを変形したり、または他の図形や文字と重ねて使用しない。